

## 川崎市国際環境施策参与設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 本市における国際環境施策を適切に企画・推進し、持続可能な都市の実現を目指すとともに、環境分野における効果的な国際貢献を果たすために、環境配慮、社会的責任、国際貢献等について、専門的立場から助言を得るとともに、関係機関との連携を図ることを目的として、川崎市国際環境施策参与（以下「参与」という。）を置く。

### (身分)

第2条 参与の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する参与として委嘱する非常勤職員とする。

### (委嘱)

第3条 参与は、国際環境施策に関する知識と経験を有する専門家のうちから市長が委嘱する。

### (職務)

第4条 参与の職務は、本市における国際環境施策を適切に企画・推進し、持続可能な都市の実現を目指すとともに、環境分野における効果的な国際貢献を果たすために、環境配慮、社会的責任、国際貢献等について、専門的立場から適宜、本市へ助言を行うこととする。また国連環境計画（UNEP）とのパートナーシップの構築及び円滑な実施に向けた調整業務を担う。

### (報酬及び費用弁償)

第5条 市長は、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号）及び川崎市旅費支給条例（令和7年川崎市条例第57号）の規定に基づき、参与に報酬及び費用弁償額を支給する。  
2 前項の報酬の額及び費用弁償の等級については、別表のとおりとする。

### (庶務)

第6条 参与に関する事務は、環境局脱炭素戦略推進室において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、参与に関し必要な事項は、環境局長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成16年1月13日から施行する。

#### 附 則

この改正要綱は、平成17年4月19日から施行する。

#### 附 則

この改正要綱は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この改正要綱は、令和4年4月1日から施行する。

#### 附 則

この改正要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 別 表

報酬額	月額 92,900 円
費用弁償	川崎市旅費支給条例別表（第 2 条関係）に掲げる「それ以外」の区分に定めるものとする。